

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に大学を卒業したが、区長から私の国民年金への加入が必要だと言われたので、両親が遡って国民年金保険料を納付したはずである。

当時の領収書もなく、証明するものは何も無いが、社会保険庁（当時）の記録管理がずさんであったとの報道を聞くたびに、私の記録もその中の一つではと思うと残念でならないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が、62 年 3 月頃、A 町（現在は B 市）で払い出されており、記号番号が払い出された時点では、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であること、オンライン記録では、申立期間直後の 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できること、及び当該期間は 3 か月と短期間であることなどを踏まえると、当該期間についても過年度納付されたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、申立人は大学在学中のため国民年金は任意加入となるところ、前述の記号番号が払い出される以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、オンライン記録では、同期間は国民年金の任意未加入期間とされていることから、制度上、遡って国民年金保険料を納付することはできず、申立人の両親は当該期間の保険料を納付することはできなかったものと

考えられる。

また、申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 23 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の事業所「A」（B 公団設立に伴い、事業所名称を B 公団 C 支所 D 事業所に変更）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 24 年 2 月 28 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 11 月頃から 24 年 3 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、届出を行った時期の記憶は明確ではないものの、私が E 社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の新規適用事業所届及び厚生年金保険被保険者資格取得届を行った事業所「A」に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

事業所名称は何度か変わったが、当該事業所には昭和 21 年 11 月頃から 49 年 3 月に退職するまでの期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人、及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により「A」における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、昭和 22 年 12 月頃に申立事業所前で撮影されたものと認められる写真を提出している上、当該払出簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 6 人（写真を提出した者を含む。）が、「申立人は事業所の設立に関わった一人であり、私が入社した時は既に事務担当者として勤務していた。」、「私が入社した時は既に事務担当者として勤務していた。」と供述してい

ることなどから判断すると、少なくとも同年 12 月には、申立人が「A」に勤務していたものと推認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、私が経理担当者であり、年月日は記憶していないが、事業所がF市に移転した後のいずれかの時期に、社会保険事務所に厚生年金保険の新規適用事業所届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した。」と主張しており、申立人が同僚として名前を挙げた者を含む多数の者が、前述の払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）で、申立期間途中の昭和 23 年 1 月 1 日に「A」における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、前記同僚のうち、少なくとも 5 人の者は、自身の被保険者記録に間違いは無い旨供述している上、前記同僚 5 人のうち 3 人が、申立人は、事業所設立に関わり、当時は経理を担当しており、自分たちと違って厚生年金保険に加入していないのは不自然である旨供述している。

一方、E社会保険事務所は火災により被災し、復元されるべき「A」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現在確認することができず、前述の払出簿は、復元されてはいるものの、記録の欠落が多く見られる上、申立人については、「事故分」としての取扱いは行われていないものの、厚生年金保険の被保険者記録として確認されたことを示す「済」印が一部欠落していることが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続して勤務していた事実が推認できること、本件申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、その推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は申立人が昭和 23 年 1 月 1 日に「A」における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったと推認される 24 年 2 月 28 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、当該被保険者名簿及び被保険者名簿以外の被保険者に関する記録等が焼失したことから現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事実を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に行われているとは言えない。

2 申立期間のうち、昭和 21 年 11 月頃から 23 年 1 月 1 日までの期間及び 24 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間については、前述のとおり、少なくとも 22 年 12 月以降の期間に係る勤務実態は推認できるものの、前述の払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、「A」における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は一人も確認できない上、24 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間については、「A」が厚生年金保険の適用事業所であったことを推認することができない。

また、申立人は昭和 21 年 11 月頃から 23 年 1 月 1 日までの期間及び 24 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年8月から同年11月までは26万円、同年12月から14年12月までは30万円、15年1月は19万円、同年2月から17年11月までは30万円、同年12月から18年8月までは28万円、同年9月及び同年10月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から18年11月21日まで

年金事務所からの連絡により、勤務していたA社に係る申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額より低く記録されていることに気付いた。預金通帳（写し）を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、B市から入手した平成12年から18年までの期間における所得に係る課税台帳照会の写し、申立人が提出した預金通帳の写し及び弁護士事務所から入手した申立事業所に係る18年分賃金台帳などにより確認又は推認できる報酬月額及び厚生

年金保険料の控除額から、12年8月から同年11月までは26万円、同年12月から14年12月までは30万円、15年1月は19万円、同年2月から17年11月までは30万円、同年12月から18年8月までは28万円、同年9月及び同年10月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の課税台帳照会の写し等で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、申立期間についてオンライン記録で確認できる標準報酬月額と長期間にわたり一致していない上、平成16年度及び17年度の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主が申立人について届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間について、前述の課税台帳照会の写し等で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 18 年分の賃金台帳により、申立人は、同年 12 月 15 日に支給された賞与から、38 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 27 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 18 年分の賃金台帳により、申立人は、同年 12 月 15 日に支給された賞与から、35 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 27 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 18 年分の賃金台帳により、申立人は、同年 12 月 15 日に支給された賞与から、40 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 27 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 18 年分の賃金台帳により、申立人は、同年 12 月 15 日に支給された賞与から、10 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 27 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA組合に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を43万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

申立期間において、A組合から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違している。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を賞与支給額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合が提出した「年末賞与明細」（平成18年12月8日分）により、申立人は、43万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月26日に、事業主が18年12月8日に支給した賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を提出していることが確認できることから、事業主は、当初申立人に係る賞与支給額について誤った金額を届け出たと回答し、申立期

間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA組合に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

申立期間において、A組合から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違している。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を賞与支給額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合が提出した「年末賞与明細」（平成18年12月8日分）により、申立人は、37万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月26日に、事業主が18年12月8日に支給した賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を提出していることが確認できることから、事業主は、当初申立人に係る賞与支給額について誤った金額を届け出たと回答し、申立期

間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA組合に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

申立期間において、A組合から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違している。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を賞与支給額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合が提出した「年末賞与明細」（平成18年12月8日分）により、申立人は、31万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月26日に、事業主が18年12月8日に支給した賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を提出していることが確認できることから、事業主は、当初申立人に係る賞与支給額について誤った金額を届け出たと回答し、申立期

間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA組合に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

申立期間において、A組合から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違している。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を賞与支給額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合が提出した「年末賞与明細」（平成18年12月8日分）により、申立人は、26万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月26日に、事業主が18年12月8日に支給した賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を提出していることが確認できることから、事業主は、当初申立人に係る賞与支給額について誤った金額を届け出たと回答し、申立期

間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA組合に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

申立期間において、A組合から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違している。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を賞与支給額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合が提出した「年末賞与明細」（平成18年12月8日分）により、申立人は、31万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月26日に、事業主が18年12月8日に支給した賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を提出していることが確認できることから、事業主は、当初申立人に係る賞与支給額について誤った金額を届け出たと回答し、申立期

間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 5 月に A 市 B 区役所で転入届と同時に、夫婦で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も夫婦一緒に納付していた。昭和 60 年度の保険料の納付記録では、妻の分は未納、私の分は 60 年 4 月のみが納付済みとなっており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 2 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻の同手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の払出時期とは別の同年 1 月に払い出されていることが確認できる。

また、申立期間については、申立人の妻も申立人と同様に国民年金保険料が未納とされ、夫婦共に、申立期間直後の昭和 61 年 4 月からほぼ同一日に保険料が現年度納付されていること、及び A 市の国民年金被保険者名簿では、申立期間について、保険料が未納であることを示す「未」と記載されていることなどを踏まえると、申立人は、現年度納付となる同年 4 月から保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、昭和 60 年 4 月の国民年金保険料が申立人は納付済みとされているのに対し、その妻は未納とされていることについては、申立人は 62 年 6 月 3 日に同年 3 月の国民年金保険料を納付しているものの、既に同年同月の保険料は納付済みとされていたことから、この時点で最大限遡って納付することができる 60 年 4 月の保険料に充当されたものであり、国民年金保険料還付整理簿では、充当により生じた保険料の差額の還付決議が行われていることも確認で

きる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、申立期間当時は大学院生であったが、平成9年12月頃に、A市B区役所から国民年金保険料が未納であるとの連絡を受けたので、C市に居住していた両親が同区役所まで出向いて、8年1月から11年3月までの国民年金保険料を一括して納付している。

父の話では、A市B区役所の職員は、送られてきた納付書を使わずに、現金を預かり領収書を発行したとのことだが、領収書は紛失してしまった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成9年12月16日に新規に付番されており、オンライン記録では、同年同月29日に、申立期間直後の同年4月から10年3月までの国民年金保険料が一括して現年度納付されていることは確認できるものの、申立期間直前の8年1月から同年3月までの保険料については、時効間際の10年2月23日に過年度納付されており、9年12月頃に申立期間を含む8年1月から10年3月までの保険料を一括で納付したとする申立人の供述内容とは符合しない。

また、A市B区役所では、国民年金担当窓口で国民年金保険料の収納は行っておらず、申立期間当時、過年度納付書の発行も行っていなかったと回答していることから、平成9年12月時点では、現年度納付及び過年度納付を一括して行うことはできない上、オンライン記録では、申立人に対して、10年5月18日に、申立人が当時居住していたD市E区を管轄する社会保険事務所（当時）から、申立期間に係る過年度納付書が発行されていることが確認できることから、この時点において、申立期間の国民年金保険料は未納であったと考え

られ、当該納付書で過年度納付された事跡は確認できないことなどを踏まえると、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から 62 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 63 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 6 月から 63 年 10 月まで

私は、昭和 57 年 5 月から父が経営していた会社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったが、61 年 2 月に家業である会社が個人経営に移行したため、厚生年金保険から国民年金に種別変更した。国民年金の加入手続は会社の事務員が行ってくれた。個人経営に移行した当初は、業務が忙しく国民年金保険料の納付に行けなかったため、A 市役所の国民年金担当の職員に毎月集金に来てもらい、手渡しで保険料を納付していた。また、平成元年以降の国民年金保険料については、口座振替で納付していた。

申立期間について保険料を納付していたのは間違いないので、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 2 月に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付は、申立期間①及び②当時は、A 市役所の職員による自宅集金、平成元年以降は口座振替で納付していたと供述しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 2 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同市では、申立期間当時、市の職員による定期的な戸別収納は行っておらず、戸別収納が開始されるのは、年金推進員制度を導入した平成元年 10 月以降であるとしていること、及び申立人が口座振替をしていたとする B 信用組合 C 支店の取引明細では、保険料の口座振替が行われるのは 7 年 5 月以降であることが確認できることなど、申立人の供述内容とは符合しない。

また、申立人及び申立期間当時申立人と同居していたその父親は、申立期間①と②の間の昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を共に同年 10 月 7 日に納付しているところ、申立期間①については申立人の父親も申立人と同様に保険料が未納とされていること、申立期間②については、申立人の父親は、申立人が結婚後の平成元年 6 月以降に 5 回にわたり過年度納付していることから、申立期間②当時は申立人と同様に保険料が未納とされていたこと、及び申立人は保険料を遡って納付したことはないと供述していることなどを踏まえると、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月
② 平成5年10月

両申立期間は、転職するために次の会社に入社するまでの期間であり、年金の保険料納付が途切れないように、A区役所へ妻も同行し、申立期間の国民年金保険料を計算してもらい窓口で現金で納めた。二つの期間について、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付したと記憶している。

今回の消えた年金問題が表面化するまで、自らの老後の生活が脅かされる事態になるとは思いもよらなかった。再就職して厚生年金保険に移行したため、国民年金についての意識は薄れていたし、ましてや、20年も前の領収書など残っていないので、今回申立てをすることにした。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が昭和58年3月にB社に就職した際に交付され、その後の転職においても引き継がれてきた厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、この基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録及び申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、C県D町（現在は、E市）の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は平成9年4月28日に国民年金に新規加入したとされており、その加入の時点で、5年2月に遡って、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の整理が行われていることが確認できるとともに、オンライン記録では、社会保険事務所（当時）における同資格の取得及び喪失の処理が、9年6月9日に行われていることが確認できることから、同町で国民年金の加入手続が行

われるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、A区において申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された形跡が見当たらないこと、及び同区役所窓口で現金での国民年金保険料の収納は行われていなかったことなどを踏まえると、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

なお、オンライン記録によれば、申立期間①及び②に対応する期間の、申立人の妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続は、それぞれ、平成5年4月21日及び6年7月21日に行われていることが確認できるところ、申立人が再就職した会社が扶養認定日を証明した第3号被保険者該当届のA区役所への届出を契機に、これらの被保険者資格の種別変更手続が行われ、現年度納付となる前者については同区役所が発行した納付書で、過年度納付となる後者については社会保険事務所が送付した納付書で、申立人のものとは別に国民年金保険料の納付が行われたと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 57 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 6 月から 57 年 5 月まで

私は、公務員を退職後、昭和 52 年 4 月から A 事業所に勤務した。同事業所には厚生年金保険が無かったので、私自身が市役所に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は金融機関で納付していた。

当時の職場は A 事業所だったこともあり、国民年金制度は当然のことながら理解していた。国民年金保険料の納付は昭和 52 年 9 月までとされているが、同年 10 月から厚生年金保険に加入する 57 年 5 月までの国民年金被保険者の期間は保険料を納付しているもので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録では、申立人は、昭和 53 年 4 月 2 日に国民年金強制加入被保険者の資格を喪失し、同年 6 月 1 日に同資格を再取得しているが、特殊台帳、B 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表によると、同資格の取得後は、56 年 8 月に行われた取得手続きにより、遡って取得していることが確認されることから、再取得の処理が行われる同年同月までは、申立期間②のうち 53 年 6 月から 56 年 7 月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられること、及び申立期間②のうち同年 8 月から 57 年 5 月までの期間は、申立人の妻も申立人と同様に保険料が未納とされていることなどを踏まえると、申立期間②の保険料が納付されていたものとは考え難い。

また、申立期間①については、前述のとおり、当該期間直後の昭和 53 年 4

月に国民年金強制加入被保険者の資格を喪失しているが、A市では、同資格の喪失届は、厚生年金保険等の被用者年金の加入又は国民年金任意加入被保険者に該当した場合に受理していたとしているところ、申立人は、同届を行った理由について、保険料を未納のままにしたくなかったためと供述していること、及び前述のとおり、申立期間②の期間について、保険料が納付されていたものとは考え難いことなどを踏まえると、同喪失の直前の期間である申立期間①についても保険料が納付されていたものとは認め難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの期間、60 年 11 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 5 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 10 月 * 日に結婚したが、嫁ぎ先が自営業だったので、家族全員が国民年金に加入して、義父が全員の国民年金保険料を納付していたのに、私の保険料だけが未納になっている。

申立期間①は、結婚後の昭和 60 年頃に、遡って一括して納付していたはずであり、申立期間②及び③は、一部は納付書で納付していたかもしれないが、基本的には預金口座から、私と主人、義父母計 4 人分の保険料を引き落とされていたのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 20 歳到達後の 58 年 * 月に A 県 B 町及び結婚後の 62 年 1 月に C 市で、いずれも職権によって払い出されているものの、B 町で払い出された記号番号は、納付記録が無いまま 62 年 3 月に取り消されており、C 市で払い出された記号番号によってのみ国民年金保険料の納付記録が確認される場所、領収済通知書によると、記号番号が払い出された 62 年 1 月にこの時点で遡って納付することが可能な 59 年 10 月から 60 年 5 月までの国民年金保険料が過年度納付され、62 年 7 月及び同年 11 月に、それぞれ時効間際の 60 年 6 月及び同年 10 月の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間①を含む 59 年 10 月から 60 年 10 月までの保険料を一括納付したとする申立人の供述内容とは符合

せず、申立期間①に係る領収済通知書も全て見当たらないことから、当該期間については、時効等により保険料を納付することができなかつたものとするのが自然である。

また、申立期間②及び③について、申立人は、その夫及び義父母と同じ預金口座から国民年金保険料が引き落とされていたと供述しているところ、申立人を含めて4人分の保険料が引き落とされるようになったのは、当該期間後の昭和62年8月からであり、当該期間を含む同年7月以前の期間については、申立人とその夫及び義父母^{つづり}とは、国民年金保険料の納付行動は異なっている上、領収済通知書^{つづり}綴には、当該期間に係る同通知書は全て見当たらず、C市の国民年金被保険者名簿、国民年金保険料収滞納一覧表及びオンライン記録のいずれも当該期間の保険料は未納とされていることから、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年頃から37年頃まで

昭和35年頃から約2年間において、A社（現在は、B社）Cに勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A社C」に勤務していたと申し立てているが、適用事業所名簿から確認できる事業所所在地の記録、A社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人の供述、及び申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚一人の厚生年金保険の被保険者記録が、同被保険者名簿により申立期間当時において確認できることなどから判断すると、申立人が昭和35年頃から37年頃までの期間において勤務していたと申し立てている事業所はA社D支社であり、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社D支社に勤務していた可能性もうかがえるが、同被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚7人から聴取しても、申立人が申立期間において勤務していたことが推認できる供述は得られない。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、上記の同僚7人のうちの二人が、「外交員には3か月間の見習期間があり、申立期間当時、奉仕員と呼ばれていたが、その期間中は社会保険に加入できなかった。見習期間終了後、保険の契約のノルマを達成してから初めて正社員になることができ、その時点で社会保険に加入させてもらっていた。したがって、外交員の社会保険の加入時期は、それぞれ相違していた。」と供述していることから判断すると、事業主は、従業員に

ついて、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、B社は、人事記録等の資料は保管していないと回答している上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 1 月 4 日まで
(A社B支店)
② 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 4 月 20 日まで
(C社)

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、勤務していたA社B支店及びC社での申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社B支店における同僚として名前を挙げ、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、「申立人は、昭和 46 年末の多忙期には間違いなく勤務していた。」と供述していることから判断すると、昭和 46 年 12 月には、申立人が同社B支店で勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 47 年 1 月 4 日であり、申立期間①において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、適用事業所名簿によれば、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、前記同僚の勤務実態に係る供述以外には、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人の申立

期間①における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和47年4月20日であり、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿により、申立人と同じ昭和47年4月に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚のほとんどについて、厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録が符合しており、申立人についても、申立人が最初にC社に勤務したとする期間及び2度目に勤務したとする申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者期間とそれぞれの雇用保険の被保険者記録が符合することが確認できる。

さらに、適用事業所名簿によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記の記録では、破産していることが確認でき、破産時の代表取締役は、資料は全く保管していないと回答している上、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人のことを記憶していないと供述し、又は連絡先が確認できないなど、申立人の申立期間②における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 5 月 19 日から 14 年 9 月 26 日まで
② 平成 14 年 12 月 1 日から 15 年 2 月頃まで
③ 平成 18 年 8 月頃から 19 年 12 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間が平成 14 年 9 月 26 日から同年 12 月 1 日までの期間だけとなっているが、同社には、同社B店が開店した 13 年 5 月 19 日から 15 年 2 月頃までの期間において継続して勤務し、また、一旦退職したものの、18 年 8 月頃から 19 年 11 月 30 日までの期間において勤務していた。全てパート従業員（時間給）として雇用されていたが、勤務時間及び勤務日数はフルタイム従業員と同程度であったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上司の一人及び複数の同僚が、「申立人はA社B店が開店した平成 13 年 5 月頃から勤務していた。」と供述している上、申立人に係る平成 14 年度及び 16 年度の給与支払報告書により、申立人が同社に 13 年 5 月 10 日に就職し、14 年 11 月 30 日に退職したことが確認できることから、申立期間①において、申立人は同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成 14 年 9 月 26 日と記録されており、申立人に係る申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該取得日に係る記録は、雇用保険の被保険者記録と一致する。

また、申立人に係る平成 15 年度の給与支払報告書（平成 13 年 12 月 1 日から 14 年 11 月 30 日までの勤務期間を対象として支給された給与分に係るもの。以下同様。）では、オンライン記録により、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 3 か月分（平成 14 年 9 月 26 日から同年 12 月 1 日までの期間）の、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除は確認できるが、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除は確認できない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚からは、申立人の具体的な勤務実態についての供述が得られないなか、申立人に係る平成 16 年度の給与支払報告書により、申立人が A 社を平成 14 年 11 月 30 日に退職していることが確認できる上、当該給与支払報告書の給与支払金額などから推認できる同年 12 月 1 日以降の勤務時間は 36 時間（1 日 8 時間換算で 4.5 日分）であることなどから判断すると、同年 11 月 30 日に一旦退職後、数日間勤務していた可能性はうかがえるものの、同年 12 月末までの期間又は申立期間②の終期である 15 年 2 月頃までの期間において、フルタイム従業員と同程度の勤務時間について勤務するなど厚生年金保険の被保険者としての勤務実態があったことを推認することはできない。

また、オンライン記録では、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成 14 年 12 月 1 日と記録されており、申立人に係る申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該喪失日に係る記録は、雇用保険の被保険者記録と符合する上、当該資格喪失日に近接する同年 12 月 17 日に健康保険被保険者証を回収している記録も確認できる。

- 3 申立期間③について、オンライン記録において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、会社で健康診断が実施されていたと供述しているところ、申立人が所持している健康診断個人票（「受診日 西暦 2007 年（平成 19 年）2 月 19 日」）には、申立人の氏名と共に「A 社 B 店〇〇部」と印刷されていることが確認できる上、申立人に係る平成 19 年度及び 20 年度の給与支払報告書により、申立人が同社に平成 18 年 8 月 7 日に就職し、19 年 11 月 30 日に退職したことが確認できることなどから、申立期間③において、申立人は同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人の申立期間③における A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

また、申立人に係る平成19年度及び20年度の給与支払報告書では、「社会保険料等の金額」は両年度とも空欄となっており、申立人の申立期間③における厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

4 オンライン記録において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「会社は一定時間以上の労働時間がある者については、パート従業員であってもきちんと厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、申立人に係る同社における厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録が符合し、オンライン記録において同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の同社における厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録が符合している一方で、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない短時間勤務のパート従業員（勤務状況は、当該従業員の供述等から判断される。）に雇用保険の被保険者記録が確認できないところ、上記の者全てが、自身の厚生年金保険の被保険者記録に間違いは無い旨回答していることから判断すると、事業主は、従業員について、雇用保険の被保険者記録と符合する厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っていた事情がうかがえる上、事業主も、「資料は残されていないが、申立人については、短時間勤務であったため全ての申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行っていなかった。」と回答している。

また、申立期間の合計は約3年間に及ぶところ、申立人は、当該期間を含む平成7年2月1日から現在までの期間において継続して国民健康保険に加入している記録が確認できる上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3446

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 7 日から 49 年 8 月 1 日まで
大学卒業後、A社に就職し、同社B工場に勤務していたが、昭和 48 年 10 月に、自らの希望で同社C工場に転勤となった。年金事務所の記録では、標準報酬月額が、転勤前は9万 8,000 円であったにもかかわらず、転勤後は6万 8,000 円と記録されていた。同社は年功序列の会社であることから給与支給額が急に 30 パーセント以上も下がることはあり得ないので、申立期間の標準報酬月額の記録を、転勤前の標準報酬月額と同じ標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場から同社C工場に転勤となった際、同社C工場に係る厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額が、同社B工場に係る同資格の喪失時の標準報酬月額より低い金額で記録されていることに納得できない旨申し立てているが、同社B工場及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に、申立人と同様に、同社B工場から、同社C工場へ転勤したとされる同僚3人の転勤前後の標準報酬月額については、その全員について、同社C工場に係る同資格の取得時の標準報酬月額の方が低くなっていることが確認できる。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における標準報酬月額について、遡って引き下げられているなどの不自然な形跡は確認できない。

さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月24日から29年1月31日まで
(A社B事業所)
② 昭和32年8月1日から36年12月1日まで
(C社)
③ 昭和39年7月1日から41年3月26日まで
(D事業所)

申立期間について、記憶している給与支給額よりも低い標準報酬月額が年金事務所に記録されている。A社B事業所に勤務していた申立期間①については1万8,000円の給与支給額が1万円と記録されており、また、C社に勤務していた申立期間②については、厚生年金保険被保険者の資格を取得した時点では2万7,000円の給与支給額、同資格を喪失した時点では5万5,000円の給与支給額であったが、それぞれ1万2,000円、3万3,000円と記録されており、さらに、D事業所に勤務していた申立期間③については5万円の給与支給額が2万円と記録されている。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、厚生年金保険法が定める当時の厚生年金保険に係る標準報酬月額の最高額である8,000円と記録され、オンライン記録では、昭和44年改正法の規定により1万円と記録されているものであり、厚生年金保険法の規定により申立人が主張する標準報酬月額1万8,000円に訂正することはできない。

2 申立期間②に係る標準報酬月額について、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を取得した時点では2万7,000円の給与支給額、同資格を喪失した時点では5万5,000円の給与支給額であったと主張しているが、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した時点での標準報酬月額は1万2,000円と記録されており、申立人と同時期に同資格を取得した同僚5人の標準報酬月額と比較しても低額であったとは認められない上、申立期間②中の標準報酬月額の推移についても、当該期間において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚と比較しても、不自然さは認められない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の申立期間②における標準報酬月額が遡って減額されるなどの形跡は確認できない。

さらに、適用事業所名簿によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び申立人が経理担当者として名前を挙げた者は既に死亡しており、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚から聴取しても、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、当時の厚生年金保険法において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和32年8月から35年4月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額の最高額は1万8,000円であり、同年5月から申立人が同資格を喪失した36年12月までの期間における標準報酬月額の最高額は3万6,000円であることから、厚生年金保険法の規定により申立人が主張する標準報酬月額に訂正することはできない。

3 申立期間③に係る標準報酬月額について、申立人は5万円の給与支給額であったと主張しているが、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の標準報酬月額は2万円と記録されており、申立人と同時期に同資格を取得した同僚6人の標準報酬月額と比較しても、相対的に高額であったと認められ、申立期間③中の標準報酬月額の推移についても、当該期間において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚と比較しても、不自然さは認められない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の申立期間③における標準報酬月額が遡って減額されるなどの形跡は確認できない。

さらに、適用事業所名簿によれば、D事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡しており、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚から聴取しても、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、当時の厚生年金保険法において、申立期間③のうち、昭和 39 年 7 月から 40 年 4 月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額の高額は 3 万 6,000 円であることから、厚生年金保険法の規定により申立人が主張する標準報酬月額に訂正することはできない。

- 4 申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月頃から同年 9 月頃まで
(A社)
② 昭和 34 年 9 月頃から 35 年 9 月頃まで
(B事業所)
③ 昭和 35 年 10 月頃から 37 年 10 月頃まで
(C事業所)
④ 昭和 37 年 10 月頃から 40 年 4 月頃まで
(D事業所)

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、それぞれの事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、「A」の表示が確認できる申立人が提出した写真から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、「A」という名称を用いた事業所において勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立期間①において、申立人が勤務していたと主張するE市F区に「A」という名称を用いた厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、法人登記の記録、雇用保険の記録及びG事業者団体への照会結果においても、申立てに係る事業所を特定することができない。

2 申立期間②については、申立人が提出したB事業所での旅行記念写真に昭和 34 年 9 月 18 日の日付が確認できることから判断すると、勤務期間の特

定はできないものの、申立人は、B事業所において勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立期間②において、申立人が勤務していたと主張するE市F区に「B事業所」という名称を用いた厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

なお、申立人は、B事業所での従業員数は、自身を含めて二人であったと記憶しているところ、申立期間②当時、従業員数5人未満の事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所には該当しない。

- 3 申立期間③については、H県I組合J支部から、J市に「C事業所」という名称を用いた事業所は確認できないものの、同組合の職員の一人が、申立人が事業所所在地として記憶しているJ市K町に「L事業所」という名称を用いた事業所が所在していたことを記憶している旨の回答が得られていることから判断すると、申立人が勤務していたと記憶している「C事業所」は「L事業所」であり、勤務期間の特定はできないものの、申立人が「L事業所」において勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立期間③において、申立人が勤務していたと主張するJ市に「C事業所」又は「L事業所」という名称を用いた厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

- 4 申立期間④については、適用事業所名簿によれば、申立期間④において、申立人が勤務していたと主張するH県M町に「D事業所」という名称を用いた厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、M町事業者団体に照会しても、申立期間④当時の資料は保管されていない上、申立期間④と近接する昭和41年頃から同事業者団体に勤務していると供述している職員も、D事業所については記憶に無いと回答している。

なお、申立人は、D事業所での従業員数は、自身を含めて3人であったと記憶しているところ、申立期間④当時、従業員数5人未満の事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所には該当しない。

- 5 申立人は、申立期間①に係る事業主の名前を記憶しているものの、同人を特定することができず、申立期間②から④までに係る事業主の名前については記憶していない上、申立期間における同僚の氏名を姓又は名しか記憶していないため、これらの者を特定することができず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月 1 日から 60 年 1 月 21 日まで
(A社)
② 昭和 61 年 2 月 1 日から平成 11 年 8 月 1 日まで
(B社)

A社及びB社(現在は、C社)に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額の記録が給与総支給額に比べて低かったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致しており、標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は確認できない。

また、前述の被保険者原票により名前が確認できる同僚5人と申立人の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるとは認められず、その推移についても、不自然であるとは認められない。

さらに、雇用保険の記録によれば、申立人の離職時賃金から算出される離職前6か月間の給与月額は約25万円であり、当該金額は、前述の被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失時の標準報酬月額(26万円)の記録と符合する。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主及び事務担当者も連絡先が確認できないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②に係る標準報酬月額について、申立人は、当該期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人のB社に係る昭和61年2月1日から62年10月1日までの期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致しており、申立期間②の全ての期間において、標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は確認できない。

また、前述の被保険者原票により名前が確認できる同僚5人と申立人の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるとは認められず、その推移についても、不自然であるとは認められない。

さらに、雇用保険の記録によれば、申立人の離職時賃金から算出される離職前6か月間の給与月額は約37万円であり、当該金額は、前述の被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失時の標準報酬月額(36万円)の記録と符合する。

加えて、C社が提出した、申立期間②の一部である昭和62年10月、平成元年10月、2年10月、4年10月、5年10月、7年10月及び10年8月の給与明細書(申立人の標準報酬月額の改定が行われた時点分の全て)によれば、当該明細書で確認できる給与総支給額に見合う標準報酬月額は、同じく当該明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額又は1等級高いものとなっているが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていない。

また、前述の被保険者原票により名前が確認できる複数の同僚は、「会社の社会保険関係事務はきちんとしていたと思う。」と供述している。

3 申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月頃から 62 年 5 月頃まで
② 昭和 62 年 5 月頃から 63 年 8 月頃まで

申立期間①については、A事業所「B学校」（現在は、C事業所D学校）を昭和 60 年 3 月に卒業後、同学校の職員の紹介で、事業所の名称は正確には憶^{おぼ}えていないが、E市のF駅近くに所在していたG事業所に勤務した。当時の給与明細書等の資料は既に処分しているが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。

申立期間②については、「B学校」の後輩である前任者からの紹介で、H医院に勤務していた。当時の給与明細書等の資料は所持していないが、この前任者には厚生年金保険の被保険者記録が有り、被保険者期間に係る年金を受給しているとのことである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、G事業所に勤務していたと主張しているが、雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和 61 年 3 月 15 日から 62 年 3 月 31 日までの期間についてはI事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「職場では、事業主以外の従業員は数人程度だったと思う。」と供述しているところ、適用事業所名簿において、G事業所及びI事業所はともに、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、J町役場の国民健康保険加入記録回答書により、申立人は、J町に転入した申立期間①中の昭和 62 年 3 月 18 日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間②を含む昭和 62 年 7 月 20 日から 63 年 9 月 11 日までの期間について、H 医院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の国民健康保険加入記録回答書により、申立人は、当該期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

3 両申立期間について、オンライン記録によると、申立人は、旧厚生年金保険法の障害年金を受給していることが確認できるところ、申立人は、昭和 63 年 7 月 4 日に、障害年金の受給権者も国民年金の強制加入被保険者に該当することとなった 61 年 4 月に遡って、国民年金第 1 号被保険者の資格取得を行った上で、国民年金法第 89 条第 1 号の規定により、旧厚生年金保険法の障害年金の受給権者であることを理由に国民年金の法定免除の該当届出を行っていることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
② 昭和 36 年 5 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 53 年 1 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑥ 昭和 55 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は昭和 42 年 4 月に結婚し、当時勤務していた会社からの給与は現金で支給され、私の妻が管理していた。「ねんきん定期便」が届き、年金記録を確認したところ、結婚した当時の標準報酬月額が 3 万円と記録されていたが、私の妻が記憶している当時の給与支給額（約 15 万円又は 16 万円）に比べて低い金額となっている。

A 社に勤務していた申立期間①、同社 B 支店に勤務していた申立期間②、C 社に勤務していた申立期間③及び④並びに同社 D 工場に勤務していた申立期間⑤及び⑥の給与支給額についても私の記憶を基に年金記録と対比したところ、申立期間について、給与支給額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額が記録されていることに気付いた。

申立期間の標準報酬月額を、私が記憶する給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、商業登記簿の記録などから判断すると、A 社、同社 B 支店、C 社及び同社 D 工場は同一事業所又は関連事業所が名称変更等を行ったものであることが推認される所、申立人の申立期間における標準報酬月額については、A 社、同社 B 支店、C 社

及び同社D工場に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の当該被保険者名簿の標準報酬月額が訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

また、前述の各被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者記録が確認できる複数の同僚についても、申立人と同様に当該被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致していることが確認でき、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人の妻が記憶する昭和42年当時の給与額は、当時の標準報酬月額の最高額を大きく上回っている上、申立人が労働省（当時）の新規学卒初任給調査から確認できる当時の大学卒業者の初任給の5倍を超える給与を支給されていた事情は見当たらない。

加えて、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主のほとんどは死亡しており、生存が確認できる申立期間③当時の事業主は、関連資料は残っておらず、給与からの厚生年金保険料の控除の状況については不明と回答していることから、申立期間について事業主により、給与から申立人の主張する厚生年金保険料が控除されていた事実について確認することはできない。

また、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月頃から 43 年 3 月頃まで

中学校を卒業し、すぐに私の知人の紹介により昭和 42 年 4 月頃にA社に修理工として入社したが、同社での給与支給額が非常に低かったので、43年 3 月頃に別の事業所であるB社に転職した。

申立期間においてA社に勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が名前を挙げた複数の同僚のうち4人について厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び当該複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）では、いずれも申立人に係る申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、適用事業所名簿により、A社は、昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、同日以降の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた複数の同僚のうち二人及び上記複数の同僚と一緒に勤務していたとして名前を挙げた4人の、合わせて6人の同僚については、被保険者名簿及び払出簿により厚生年金保険

の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、A社は、前述のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、上記複数の同僚のうち聴取できた同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。